

高 第 1016 号の 6
令和 3 年 5 月 28 日

高齢者福祉施設長
各 様
介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

緊急事態宣言の期間の再延長等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染拡大防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、緊急事態宣言の期間については5月31日までに延長されていましたが、今般、その期間が6月20日までに再延長されました。

県内の新規感染者数は依然として高い水準を示し、重症病床の利用も限界が続くなど、医療体制は厳しい状況が続いていますので、引き続き、高齢者施設等でクラスターが発生した場合などに入院できず、各施設等で厳しい状況の中での対応をお願いするケースも生じ得ます。このようなケースでは、感染拡大を防ぐことが難しい場合もあり、結果として100人を超える利用者が感染する事案も生じています。

つきましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」及びこれまでの通知等も参照いただき、今一度、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業の実施をお願いいたします。

この際、支援施策を拡充、再開させていただきますので、**下記**にも御留意の上、感染拡大防止の取組をお願いいたします。

記

1 感染管理認定看護師等による個別訪問による助言等の再開について

本県では県看護協会と連携し、感染管理認定看護師等に施設等を個別訪問いただき、感染予防の取組に関する助言や指導を行う取組を実施しています。県内で感染者が多く発生している中で一時募集を停止しておりましたが、今般、この事業を再開いたしますので、積極的な活用をお願いいたします。**別添**

※ 研修対象施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、
介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、

なお、これまでの施設系でのクラスターの事例を見ると、いわゆる従来型の施設での発生が多くなっています。施設の構造等の要因により感染者が発生し

た場合の感染拡大防止の取組が難しいことも考えられますので、事前の対応として、特に積極的な活用を御検討いただきますようお願いいたします。

2 感染者が継続入所となる場合の支援の拡充について

感染者が発生した介護サービス事業所・施設等に対しては、「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」によるかかり増し経費への支援を実施しているところですが、今般、本事業の中で、**病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等に対する支援として、施設内療養者1人あたり最大15万円の支援(※1)を新たに創設**します(本年4月1日から適用)。

申請方法等の詳細については、追って県ホームページ(※3)でお知らせいたしますので、該当すると考えられる施設等におかれましては、あらかじめ御承知おきいただき、活用を御検討いただきますようお願いいたします。

※1 対象施設等：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

※2 本支援は、感染者が継続入所する際の健康管理体制確保に必要な経費(医師の配置等)を支援する「健康管理支援事業」(1人あたり最大25万円)と併用することが可能です。活用にあたっては個別に御相談ください。

※3 県ホームページ：<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>

3 感染拡大防止対策の徹底について

引き続き、『「感染防止対策の徹底について」の送付について』(令和3年5月12日付け通知)等、これまでの通知や事務連絡等を踏まえた感染防止対策の徹底をお願いいたします。

※『「感染防止対策の徹底について」の送付について』の内容(概要)

① 基本的な感染対策の徹底

- ・ 感染拡大防止の取組(換気の徹底、マスクの着用、手指消毒の徹底 等)
- ・ 従事者の体調管理(発熱等の症状がある場合の出勤停止 等)

② 従事者自身が無症状であっても、同居の家族等に発熱等の症状がある方がいる場合や濃厚接触者として検査を受けている方がいる場合の出勤自粛、

③ 県や市が実施する高齢者施設等の従事者向けの検査など、検査を受ける機会がある場合の積極的な受検

④ 通所系サービスの利用者の体調確認等の徹底

- ・ 利用者本人が発熱等の症状がある場合に利用を断る等
- ・ 同居の家族等に発熱等の症状がある方がいる場合や濃厚接触者として検査を受けている方がいる場合の利用者本人の丁寧な体調確認等

⑤ 保健所への迅速な連絡

- ・ 施設内で感染が疑われる事案が発生した場合には、ただちに保健所に連絡し、指示に従うこと

等

(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 (抄)

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 (抄)

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

①職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、の事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

②利用者

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合も、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊・外出の自粛を要請する。利用者及び家族の QOL を考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

③施設等への支援

- 退院後の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得る。このため、やむを得ず施設内療養を行った施設等に対し、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を健康管理支援事業（施設内療養者1人あたり25万円）として支援する。また、感染拡大対策に必要なかかり増し経費をサービス継続支援事業（施設内療養者1人あたり15万円）として支援する。
- 訪問介護等既に利用中のサービスがある場合は、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
 - ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等
- 概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 感染者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。
- 感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修等の支援を行う。特に、従来型施設（多床室）を中心に個別訪問による研修・助言を強化する。また、施設等への専門家派遣時の指導内容について、わかりやすく情報発信を行う。

高齢政策課介護基盤整備班

電話（代表）：078-341-7711 内線 3107、2945、2974

e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp